

出席停止届

令和 年 月 日

鹿児島実業高等学校長
渡辺 浩二 殿

第 学年 科 組 番

生徒氏名 _____

以下の理由で出席停止となりましたのでお届け致します。

期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 [日間]
理由	

以上の通り相違ありません。

保護者（寮・下宿責任者）氏名 _____ 印

学級担任名 _____ 印

※ 裏面を読み、下記の診断結果報告書を医療機関にて記入してもらって下さい。

診察結果報告書

鹿児島実業高等学校 学年 組 番 氏名

病名 _____

出席停止期間 月 日 ~ 月 日

令和 年 月 日

医療機関 _____ 印

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下のとおりです。学校感染症や流行性疾患にかかった時は、別紙「出席停止届」を担任に提出してください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

		病名	出席停止期間
第一種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第二種	空気感染または飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	新型コロナウィルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1型を除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹の痂皮化（かさぶた）するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 (その他の感染症) 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
			その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があり、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。

(参考) インフルエンザ療養期間は下記の出席停止期間を参考にしてください。

インフルエンザ出席停止期間 早見表 (発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまでは療養してください)